

令和元年10月から、3歳から5歳までの 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障がいのある子どもを支援するため、
下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

無料となる期間

「満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間」

(無料となる対象者の具体例)

時 期	対 象 者
令和元年10月1日 ～令和2年3月31日	平成25年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は、引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：小樽市福祉部障害福祉課

電話：0134-32-4111 内線302

FAX：0134-22-6915

MAIL：syogai-fukusi@city.otaru.lg.jp